

社団法人京都府看護協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人京都府看護協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を京都市左京区高野泉町40番5に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域における看護活動を推進するとともに、保健師、助産師、看護師及び准看護師の職業倫理と資質の向上を図り、もって府民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域住民への看護サービスに関する事業
- (2) 職業倫理の高揚に関する事業
- (3) 看護業務の調査研究、看護制度の改善等に関する事業
- (4) 看護教育、学術研究の振興に関する事業
- (5) 看護の広報・啓発に関する事業
- (6) 訪問看護に関する事業
- (7) 京都府ナースセンターに関する事業
- (8) 京都府看護研修センターの管理運営に関する事業
- (9) 会員の福祉の向上に関する事業
- (10) 社団法人日本看護協会、官公庁その他関係団体との連携に関する事業
- (11) 介護保険に関する事業
- (12) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種 類)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員

(資 格)

第6条 正会員は、本会の目的に賛同して入会した京都府内に居住し、又は就業する保健師、助産師、看護師又は准看護師である者とする。

2 特別会員は、本会の目的に賛同して入会した保健師、助産師、看護師又は准看護師であつて、京都府内において就業した経験を有する正会員以外の者とする。

3 名誉会員は、看護事業に顕著な功績のあった保健師、助産師、看護師もしくは准看護師又は学識経験者であつて理事会が推薦し、総会において承認された者とする。

(入 会)

第7条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、総会の承認をもって名誉会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を細則で定める方法により納入しなければならない。ただし、名誉会員は、この限りでない。

2 前項に定める入会金及び会費の額は、総会の議決を経て定める。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を失ったとき。
- (2) 正会員又は特別会員が当該年度の会費を納入しないとき。
- (3) 退会したとき。

- (4) 除名されたとき。
- (5) 死亡し、又は執行宣告を受けたとき。
- (6) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(退 会)

第10条 退会を希望する会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員及び特別会員の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は細則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会設立の趣旨、目的に反する行為をしたとき。

(拋出金の不返還)

第12条 本会は、会員が既に納入した入会金及び会費、その他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 23人以上28人以内
- (2) 監 事 3人
- 2 理事のうち1人を会長、1人を第一副会長、1人を第二副会長、1人を専務理事、3人以内を常任理事、1人を総務担当理事、1人を経理担当理事、3人を職能理事、12人を地区理事、1人を全区理事とする。
- 3 前項の職能理事のうち1人を保健師、1人を助産師、1人を看護師とする。
- 4 第2項の全区理事は、准看護師とする。

(選任等)

第14条 役員は、総会において正会員の中から前条第2項、第3項及び第4項に規定する職務を指定して選任する。ただし、監事のうち一人は、会員外から理事会が推薦し、総会において承認された者を充てる。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 役員が欠員となったときは、次年度の通常総会において補欠選挙を行うことができる。ただし、理事会において必要があると認めるときは、臨時総会において補欠選挙を行うことができる。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を京都府知事に届け出なければならない。

(任 期)

第15条 役員の任期は、選挙された通常総会の終了の日の翌月1日から始まり2年後の通常総会終了の月末までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 専務理事及び常任理事を除く理事は同一の職に引き続き就任する場合、6年目の通常総会終了の期日を超えてはならない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、第1項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職 務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、第一副会長、第二副会長の順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 4 常任理事は、会長の命を受けて担当業務を執行し、専務理事に事故あるときは、あらかじめ

め会長が定めた順位に従い専務理事の職務を代行する。

- 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を執行する。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求し、若しくは理事会又は総会を招集すること。

(解任・辞任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第1号又は第2号に該当すること、その他の理由により役員が自ら辞任を申し出た場合には、会長が理事会に諮り、辞任を承認することができる。

(報酬等)

第18条 常勤の役員は有給とし、非常勤の役員については、原則として無給とするが、特に必要と認められる場合には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問若干人及び参与若干人を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総 会

(種 別)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

(機 能)

第22条 法律又はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる事項は総会における議決を経なければならない。

- (1) 理事会で総会の議決を要すると定めた事項
- (2) 総会において出席した正会員又は特別会員から発議され、動議として成立した事項
- (3) その他、この法人の運営に関する重要な事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員及び特別会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第24条 総会は、第16条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招

集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の20日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会に議長団を置く。

2 議長団は、3人以上とし、総会前の理事会で正会員の中から選出し、総会において承認を得なければならない。

3 議長は、別に定めるところにより議長団がこれを選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議事は、この定款に別に規定するもののほか出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(表決権の保障)

第28条 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員又は特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員もしくは特別会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第26条の規定の適用については、その正会員又は特別会員は出席したもののみならず。

(議事事項の通知)

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知するものとする。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員及び特別会員の現在数

(3) 総会に出席した会員数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長並びに出席した正会員及び特別会員のなかから総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第6項第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を記載した書面を

もって招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第34条 理事会は、第16条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承認があるとき又は緊急を要するときは、その日数を短縮することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第33条第3項第2号及び第3号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第37条 理事会における議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の名前
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議決の事項は、議事録に記載し、議長及び出席理事代表2名以上が署名しなければならない。

(常務理事会の設置及び任務)

第39条 本会に、地区理事及び全区理事を除く理事で組織する常務理事会を置く。

2 常務理事会は、理事会が委任する事項を処理する。

第6章 職能委員会

(設置・任務)

第40条 職能上の問題を審議し、会長に助言するため、本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会

2 職能委員会に職能委員長を置き、職能理事をもって充てる。

3 保健師職能委員会は保健師で、助産師職能委員会は助産師で、看護師職能委員会は看護師及び准看護師で構成する。

4 職能委員には、費用を弁償することができる。

5 職能委員会の委員は、総会において、保健師、助産師及び看護師の各委員別に、正会員の中から選任する。

6 職能委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、細則で定める。

第7章 委員会

(設置・任務)

第41条 本会に次の常任委員会を置く。

- (1) 会員委員会

- (2) 規約委員会
 - (3) 教育委員会
 - (4) 社会経済福祉委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 事業委員会
 - (7) 准看護師委員会
 - (8) 推薦委員会
 - (9) 看護学会委員会
- 2 前項各号に掲げる委員会のほかに会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。
 - 3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画等、会長の諮問事項を審議する。
 - 4 会長は、理事会の承認を経て常任委員会（推薦委員会を除く）及び特別委員会の委員を任命する。
 - 5 推薦委員会の委員は、総会において正会員の中から選任する。
 - 6 常任委員会及び特別委員会の委員には、費用を弁償することができる。
 - 7 各委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第8章 地区支部

(設置)

- 第42条 本会の運営を円滑にするため地区支部を置く。
- 2 地区支部に地区支部長を置き、地区理事をもって充てる。

第9章 資産及び会計

第43条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により会長が定める。

(経費の支弁)

第45条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て、京都府知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、緊急に処理を要するため第1項の事業計画及びこれに伴う予算の変更について、総会の議決を経る暇がないときは、理事会の議決をもって行うことができる。ただし、この場合、会長はこれを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(暫定予算)

第47条 会長は、前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に京都府知事に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員及び特別会員の3分の2以上の議決を経、かつ京都府知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第50条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において正会員及び特別会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、京都府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第52条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び第2項の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会において正会員及び特別会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、京都府知事の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において正会員及び特別会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、京都府知事の認可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営について必要な事項は、細則で定める。

第12章 雑則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

附 則

1 本会の設立当初の役員は第13条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条の規定にかかわらず昭和56年度総会の日までとする。

2 本会の設立当初年度の事業計画及び収支予算は第20条第1号、第29条第2号並びに第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立当初の会計年度は第43条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和56年3月31日までとする。

4 この改正定款は、京都府知事の許可の日（平成12年8月18日）から施行する。

5 この改正定款は、京都府知事の許可の日（平成14年8月23日）から施行する。

附 則（第37条改正関係 平成16年6月12日総会議決 平成16年7月15日京都府知事認可）

この改正定款は、京都府知事認可の日（平成16年7月15日）から施行する。

附 則（全面改正 平成19年6月23日総会議決 平成19年8月23日京都府知事認可）

1 この改正定款は、京都府知事認可の日（平成19年8月23日）から施行する。

2 この改正定款施行日現在特別会員及び名誉会員であった者の定款上の取り扱いについては、なお従前の例による。